

目次

I

1 自白の信用性の判断基準と注意則

はじめに

第一章 裁判例等に現れた自白の信用性の判断基準

第一 自白内容が他の証拠から確認された客観的事実と矛盾（合致）するかどうか

第二 真犯人であれば容易に説明することができ又は言及するのが当然と思われる

ような証拠上明らかな事実について、説明の欠落があるか

第三 犯人しか知り得ない秘密の暴露が含まれているか

第四 犯人でなければ語ることができないような実感（臨場感）を伴った体験供述

が含まれているか

第五 自白の真実徴表

第六 逮捕後短時間内の自白かどうか

第七 自白が安定し一貫しているか、又は変転動揺が著しいか

第八 自白の虚偽徴表

第九 自白が「事件を囲繞し、かつこれと併存する諸状況」と矛盾し又は不調和の

関係にあるか

第二章	自白の信用性の判断に関する一般的な注意則	四
第一	自白における信用性の減殺又は増強事由の現れ方の強弱と事案の特殊性	四
第二	自白と他の証拠との相互関係——自白の暗示的影響力について——	四
第三	被告人の全供述史の再現とそのフォロー	四
第四	自白内容についての実験的トレース	五
第五	自白の動機・原因についての考察	五
第六	自白の信用性の判断と被告人の人物、性格に対する洞察、拘禁中の被疑者の異常心理に対する洞察	六
第七	自白と弁解供述との比較による自白の信用性判断の当否	六
第八	自白と補強証拠との総合認定	七
	文献一覧表	七
	裁判例一覧表	六
2	犯人識別供述の信用性に関する考察	八
	はじめに	八
第一	犯人識別供述の一般的信用度	八
一	一般的信用度	八
二	実験、報告など	九
三	多数の証人による識別は安全か	八
第二	犯人識別供述の信用性が争われたわが国の裁判例	九
一	信用性が肯定された例	九

二	信用性が否定された例	九四
三	その他	一〇一
第三	犯人識別供述の誤りの原因	一〇三
一	一人の観察力、記憶力	一〇四
二	容貌の漠然性	一〇四
三	暗示	一〇五
四	にせ記憶	一〇八
五	複雑な面接はつねに公正か	一〇八
六	犯人的イメージ	一〇九
第四	誤った犯人識別供述が行なわれやすい場合	一一〇
一	容貌上の相似点がある場合	一一〇
二	異人種	一一五
三	平凡な容貌	一一七
四	有意的注意を向けなかったとき	一二三
五	夜間の目撃	一二四
六	短時間の目撃	一二九
七	恐怖、驚がく、狼狽下の目撃	一三九
八	時間的隔り	一三三
九	証人に強い暗示が作用したと考えられる場合	一三三
第五	犯人識別供述の信用性に関する危険のシグナル	一三四
一	以前に別人を識別したこと	一三四

二	自信がない旨の表明	一四三
三	遅れた申告	一四四
四	容貌を具体的に述べないこと	一四四
五	全体的印象しか述べないとき	一四六
六	報道などによる想定	一四六
七	詳細すぎる描写	一四九
八	顕著な特徴の見落とし	一五〇
九	描写と実際の容貌とのくい違い	一五〇
一〇	識別の根拠の変遷	一五三
一一	他の証人の識別不能	一五三
一二	幼児、老人、婦人	一五三
一三	迎合的証人	一五三
一四	プライドの高い証人	一五四
一五	正常者で好条件でも	一五四
第六	既知の人物を対象とする識別供述	一五四
第七	証人の確信的態度	一五五
第八	声の同一性の確認について	一五七
第九	司法の過誤を防止するための訴訟法上の措置	一五九
一	オリジナルな描写の確保	一六〇
二	複雑面接の方式	一六一
三	面接と弁護人の立会	一六三

四	証拠開示	一六四
五	写真による面割り	一六五
六	質の吟味と補強証拠の要求	一六六
七	アリバイの立証など	一六六
八	法律家と心理学者との協力	一六七
第一〇	誤起訴・誤判の原因としての犯人識別供述	一六七
一	なぜ犯人識別供述は信用されやすいか	一七〇
二	事実認定、捜査における注意則	一七〇
三	犯人識別供述の取扱いなどに関する規則の制定の必要	一七〇
	文献、略語	一七〇
3	状況証拠の評価と事実認定	一七四
	はじめに	一七四
第一	状況証拠一般に共通するいくつかの命題	一七七
一	証拠構造のゆがみと事件の筋	一七七
二	わずかな状況証拠で有罪を認定することの危険	一七九
三	欠陥のある直接証拠と不十分な状況証拠で有罪を認定することは危険	一八三
四	被害者側の供述だけで有罪を認定することは危険	一八三
五	無罪方向の状況証拠を無視することの危険性	一八七
六	起訴事実が真実なりとすれば存すべかりし犯罪の痕跡がない場合	一八九
七	いわゆる“つつかえ棒”の状況証拠	一九〇

八	状況証拠が多数あるのに、なおかつ無実	一九四
第二	状況証拠の欠陥の指摘について	一九六
一	個々の状況証拠の信用性の吟味	一九六
二	いくつかの状況証拠から一定の命題を推理する過程の吟味	二〇六
第三	状況証拠の発見方法など	二〇九
一	状況証拠の分類	二〇九
二	犯行像、犯人像	二一一
三	実地観察、実験的トレース	二二二
四	証拠構造のゆがみ	二二三
第四	仮説の設定について	二二七
一	歴史的再構成による潜在証拠の発見	二二七
二	記憶の変容の仮説	二二九
三	偽証、錯覚、証拠の偽造・変造の仮説	二三〇
四	消去法による論証	二三二
五	特定の証拠の除外的観察方法	二三六
六	法廷に現れない無罪証拠	二三六
第五	その他の問題	二三八
一	性格、心情に関する証拠	二三八
二	アリバイの証拠	二三九
三	無罪意識の状況証拠	二四〇
四	無罪証拠は有罪証拠の中にひそんでいる	二四三

II

4	冤罪事件を見る目……………	二五
	——米谷事件を素材にして——	
	はじめに……………	二五
	一 事件の経過と証拠……………	二五
	二 なぜ裁判所は有罪にしたか……………	二六
	三 真犯人の名乗りで……………	二四
	四 再審請求と国家賠償訴訟……………	二五〇
	五 誤判の原因……………	二五三
	六 誤判を回避できなかったか……………	二五六
	七 冤罪の構造……………	二七三
	参考資料 米谷事件の自白調書の抜粋……………	二七七
5	年少者の証言など……………	二六一
	——板橋強制わいせつ事件上告審判決について——	
6	いわゆる共犯者の自白をめぐって……………	二〇二
	——山中事件上告審判決について——	

III

7	虚偽自白と弁護活動	三九
	一 自白の虚偽性の論証	三九
	二 自白の信用性の判断基準の適用について	三九
8	公判廷における自白の信用性	三九
	一 公判廷における虚偽自白の諸例	三九
	二 なぜ公判廷で虚偽の自白をするのか	三九
9	被疑者尋問のテープ録音制度	三九
	—— 圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として ——	
	はじめに	三九
	一 イギリスにおけるテープ録音制度の導入に関する議論の経過	三九
	二 テープ録音制度の捜査および公判審理に及ぼす影響——G・ウイリアムズ教授の所説——	三九
	三 テープ録音制度をわが国で採用した場合における効用	三九
	四 わが国でテープ録音制度を採用した場合、被疑者の取調べは困難に陥るか	三九
	五 テープ録音制度の導入に関し考慮すべき問題点	三九
	六 結び	三九
10	職業裁判官と事実認定	三九

はじめに	三九八
一 陽の目を見ない誤判の存在	三九八
二 誤判と職業裁判官	四〇三
三 裁判官の「考え方・態度」に影響する諸要因	四一四
四 誤判の防止	四一九
あとがき	
解説 誤判に陥らない刑事裁判のあり方を徹底追究した不朽の名著	
事項索引	井田 良

解説 誤判に陥らない刑事裁判のあり方を徹底追究した不朽の名著

井田 良

裁判所が刑事裁判において担う主な役割は、①法の解釈と適用、②事実認定（証拠による犯罪事実の確認）、③刑の量定（量刑）という三つにまとめることができるが、一般的には、事実認定がその中心になるといつて過言ではないだろう。どうすれば正しい事実認定が可能となるのかは永遠のテーマであり、これをめぐるすぐれた研究は多いが、中でも、一九九二年に出版された本書『無罪の発見——証拠の分析と判断基準』は、無罪の発見（無辜の不処罰）を一貫したモチーフとして、内外の豊富な事例を収集し、これらを紹介・検討しつつ、誤った有罪判決に陥らないようにするための証拠評価のあり方を徹底的に究明したものであり、あらゆる実務法曹にとっての必読書と称えられた名著である。誤判問題に格別の関心が集まるこの時期に、本書の新装版が公刊されることは、いま第一線で刑事事件に関わる法律専門家（特に若い世代の人々）にとってはもちろんのこと、後に述べるように、法律家以外の一般市民にとっても大きな意味をもつものである。

一 著者のプロフィール

著者の渡部保夫氏の生涯（一九二九年～二〇〇七年）は、主として刑事裁判官として活躍された前半期と、大学の教員として刑事法の教育と研究、一般市民への啓発活動に身を捧げられた後半期に分かれる（渡部氏の業績や人となり

ついで、白取祐司「渡部保夫教授の経歴と業績」北大法学論集四三巻六号（一九九三年）二四五頁以下、佐木隆三「解説」渡部保夫『刑事裁判を見る眼』（岩波書店、二〇〇二年）二六一頁以下、指宿信「渡部保夫先生の業績を振り返って」法と心理六巻二号（二〇〇七年）二三頁以下などを参照）。渡部氏は、一九五一年に東京大学法学部在学中に司法試験に合格、一九五五年に司法修習を終えて判事補に任官され、一九六五年に東京地方裁判所・家庭裁判所判事をふり出しに、各地の地裁・高裁の判事を歴任され、一九七七年から四年間は、最高裁判所調査官も務めている。一九八五年、判事定年のかなり以前（五〇代のなかば）に、札幌高等裁判所部総括判事を最後に依願退官し、北海道大学法学部教授に就任し、学生の教育にあたるかたわら、特に誤判問題を中心的テーマとする数多くの著書・論文を公刊された。一九九二年には、本書により北海道大学から法学博士号を授与されている。一九九三年に同大学を定年退官されたが、その後も一九九八年まで札幌学院大学教授として教鞭を執り、健筆をふるわれた。その著書のうち、専門の垣根を越えて広く読まれたのは、『刑事裁判ものがたり』（潮出版社、一九八七年）であろう。誤判が生じるメカニズムを一般の人々にも分かりやすく説き明かした本であり、私自身も出版された当時にこれを読み、目を開かれる思いをしたことを記憶している（その後、二〇〇二年に岩波書店から『刑事裁判を見る眼』というタイトルで増補版が刊行されている）。

二 本書の構成と概要——豊富な実例の引用と種々の誤判回避準則の提示

本書の構成とそのおおよその内容について紹介したい。本書は「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」の三部で構成される。「Ⅰ」はいわば理論編であり、本書の中核をなす部分である。ここでは、自白の信用性、犯人識別供述の信用性、状況証拠（情況証拠）の評価の三つに分け、それぞれをめぐって注意すべき事柄がさまざまな角度からつぶさに検討されている。第一論文「自白の信用性の判断基準と注意則」は、自白の信用性の判断基準とその適用の際の留意事項（注意則）を

まとめ上げたものである。二つの章に分かれ、第一章では自白の信用性を高める（あるいは減殺する）九個の判断基準が挙げられ、それぞれに数多くの「注意則」が付せられている。第二章は、自白の信用性判断のための「より一般的な注意則」が八点にわたって示されているが、第一章において個別的に検討された自白の（高いまたは低い）信用性が、証拠の全体構造の中でいかに評価され、有罪または無罪の結論に至るべきかをより大きな視点の下にまとめたものといえることができる。第二論文「犯人識別供述の信用性に關する考察」も同様の長大な研究であり、目撃証言のような犯人識別供述は一般的には信用性が低いのに裁判官により信用される危険性が高い、という問題意識に立って、英米とドイツの実証研究の成果をも参考にしつつ、誤った犯人識別供述が行われる諸要因を整理・分析した上で、誤判に陥らないようにするために注意すべき事項について縷々論じている。第三論文「状況証拠の評価と事実認定」は、ここでも豊富な誤判・無罪事例を素材として、状況証拠による有罪認定のもつ危険性、有罪方向で提出された状況証拠の吟味のあり方、状況証拠の発見方法、事実認定における仮説設定のもつ意味等について包括的に論じたものである。このように、「Ⅰ」では、自白・犯人識別供述・状況証拠という三つの領域に焦点を当てることで、有罪・無罪の認定にあたっての証拠評価上の問題はほぼ網羅的に取り上げられることとなっている。

「Ⅱ」は、「米谷事件」「板橋強制わいせつ事件」「山中事件」をそれぞれ取り上げて具体的に検討したケーススタディ三本から構成される。そのうち第四論文は「冤罪事件を見る目」と題され、一九五二年に青森県で起こった米谷事件を素材として、証拠評価の誤りによる誤判が生じた原因を詳細に検討し、どうすれば誤判を回避できたかについても論じている。第五論文と第六論文は、最高裁判例の評釈であり、いずれも最高裁により誤判がたされた事件に関するものである。

「Ⅲ」は、個別の論点を取り上げた四つの論稿を収めている。第七論文「虚偽自白と弁護活動」および第八論文

「公判廷における自白の信用性」は、虚偽自白の問題を扱う。無実の人が身に覚えのない重大犯罪について自分がその犯人であると供述することは、一般の人からすれば理解を超えるところであろう。それにもかかわらず、しばしばそうしたことが起こるのが（内外を通じて見られる）歴史的事実であり、これら二編の論文は、そのことの背景と原因を詳細に論じている（その意味で、「I」における著者の検討・分析を補う関係にあるといえよう）。著者は、その上で、自白の信用性の評価にあたっては、「虚偽徴表要素」を発見すること、自白に至るまでの供述の変化を検討すること、自白の動機・原因を考察すること、さまざまな状況証拠と対比して調和・矛盾を検討すること等が重要であることを指摘している。第九論文の「被疑者尋問のテープ録音制度」は、イギリスにおける同制度導入をめぐる議論と導入後の状況を紹介した上で、この制度を日本で採用した場合の利害得失について論じ、圧迫的な取調べ・誤判・裁判の遅延を防止するために他に適当な方策はないとしている。この論文は一九八六年に公表されたものであるが、三〇年以上を経て、日本でも二〇一九年から、身柄拘束中の被疑者について一定の重大事件にかかるとき、その取調べの全過程の録音・録画が義務づけられるようになった（刑事訴訟法三〇一条の二第四項を参照）。著者は、まさに「取調べの可視化論の先駆者」であった（指宿・前掲二四頁）。第一〇論文の「職業裁判官と事実認定」は、職業裁判官の下での誤判の原因について、実例を数多く引照しつつ詳細に論じたものであり、誤判の防止のためには、陪審制ないし陪審制の実現に向かって努力すべきことを説いている。日本では、二〇〇九年以降、裁判員制度が実施されているが（それはアメリカの陪審制とドイツの参審制を折衷した制度といえる）、本論文もまた、著者がその後の日本の刑事司法の発展の方向性を的確に先取りしていたことを証しするものといえよう。

三 本書の意義——過去から未来につながる誤判回避論